

重要事項説明書 うみ通所介護事業所 第1号通所事業

1. 事業所の名称及び事業の概要

実施主体	社会福祉法人 山陰家庭学院
実施主体所在地	島根県松江市島根町大芦5707
事業所名	うみ通所介護事業所 第1号通所事業
事業所在地	島根県松江市島根町野波2318番地3
指定番号	3271100152
連絡先	電話番号 (0852)85-3550 Fax番号 (0852)85-3702
利用定員	25人(第1号通所事業を含む)
営業日	毎週月曜日から金曜日まで(12月31日～1月4日を除く)
営業時間	午前9時45分から午後3時45分
サービス提供地域	松江市(島根町)

2. 運営方針

事業対象者、要支援にある利用者が可能な限り在宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活が継続して営むことができるよう必要な援助及び機能訓練を行います。そして、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

3. 職員体制

【主な職員の配置状況】 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	事業者の指定基準	配置職員(常勤換算)
1, 施設長(管理者)	1名	1名配置
2, 生活相談員	1名	1名(常勤)配置
3, 介護職員	定員25名に対してサービス提供時間内に3名の配置	3名以上配置
4, 看護職員	1名	1名以上配置
5, 機能訓練指導員	1名(兼務)	1名以上配置
6, 事務員		配置
7, 調理員		配置

施設長…… 施設運営に関する全てについて責任をもって管理します。

介護職員…… 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…… 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…… 主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員 ……利用者の機能訓練計画を作成し訓練を行います。

4. 相談・要望・苦情等の窓口

当事業所のサービスに関する相談、要望、苦情等は、下記窓口までお申し出下さい。

うみ通所介護事業所 電話番号 (0852)85-3550 担当職員 安達 いずみ 受付時間 8:30 ~ 17:30(土・日曜及び毎年12/31～1/4を除く)

5. 緊急の連絡先

体調の変化等緊急の場合は下記に定める緊急先に連絡します。

氏名	住所	続柄
	〒 — TEL () —	
	〒 — TEL () —	
	〒 — TEL () —	

6. サービス内容及び利用料金

(1) 第1号通所事業のサービスについて

通所サービス(従前型サービス)は、従前の通所介護と同様なサービスを提供する

- ①送迎 ②健康管理 ③入浴 ④食事 ⑤介護 ⑥機能訓練
⑦教養娯楽活動 ⑧アクティビティ ⑨生活相談

通所サービスA(緩和型サービス)

生活機能維持向上を主としたサービスを提供する

- ①送迎 ②健康管理 ③食事 ④介護 ⑤機能訓練 ⑥教養娯楽活動
⑦アクティビティ ⑧生活相談

【通所介護利用料金について】

利用料金については、別紙にて同意をとらせていただきます。

☆ 介護保険制度改定により給付額等に変更があった場合、その都度、利用料金の別紙にて同意をとらせていただきます。

(2) 第1号通所事業とならないサービス

(以下のサービスは利用料金をご利用者の全額自己負担となります。)

①食事提供に要する費用 1回あたり 650円

②通常の事業実施区域外への送迎

実施区域を越えた地点から片道1km当たり15円で算出した額を加算します。

(3) 経済状況の著しい変化や、その他やむをえない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う2カ月前までにご説明します。

(4) 利用料は原則として1カ月ごとに計算し、ご指定の口座より引き落としさせていただきます。なお手数料は自己負担とさせていただきます。

(5) 利用予定日の前日までに申し出がなく当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用日の前日までに申し出があった場合	無料
利用日の前日までに申し出がなかった場合	食事提供に係る費用

7. 個人情報について

- (1)利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。
- (2)利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

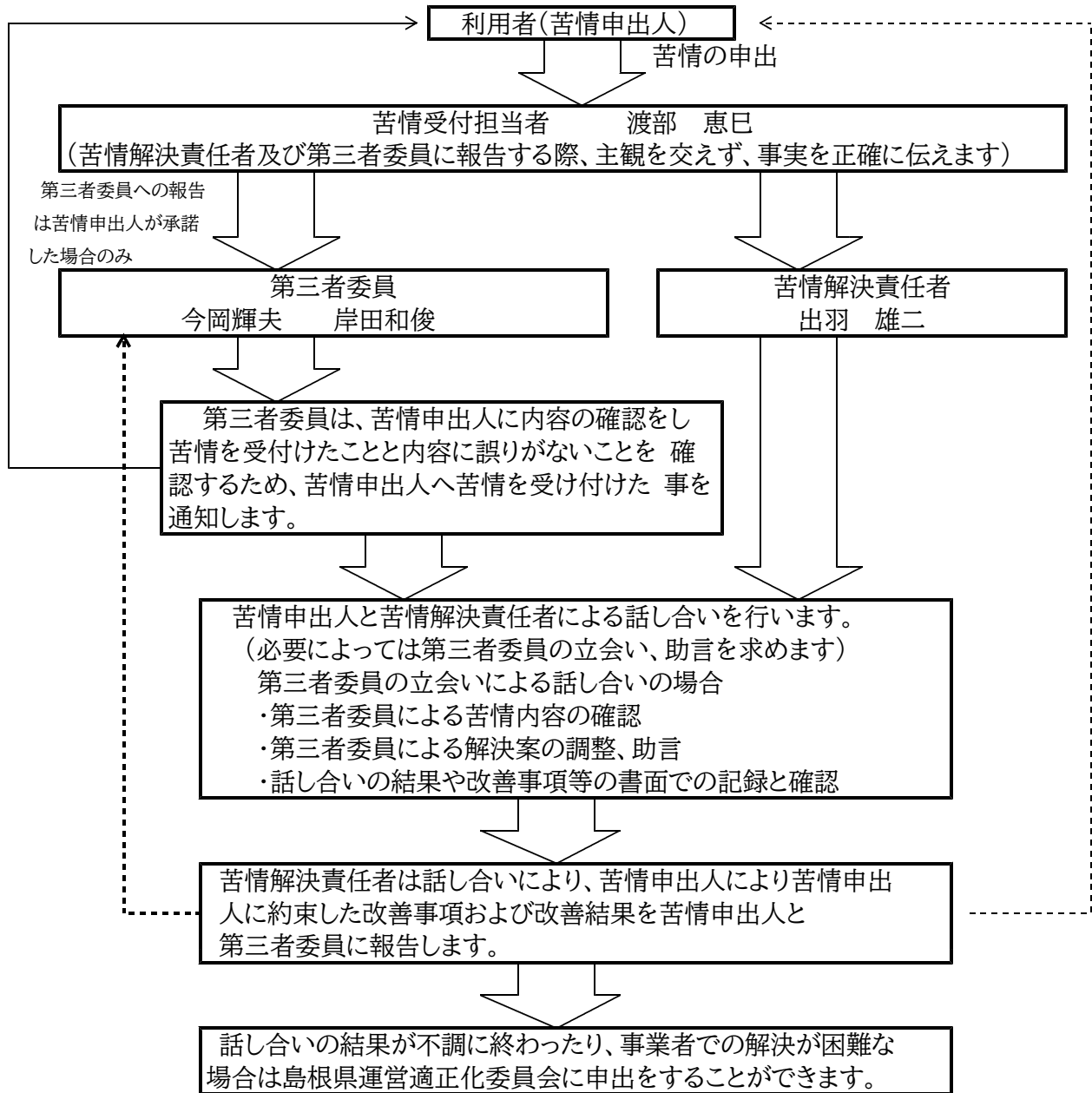
8. 事故発生時の対応

- (1)事故発生(発見)直後は救急搬送の要請等、利用者の生命・身体の安全を最優先に対応します。
- (2)利用者の生命、身体の安全を確保した上で、速やかに家族に連絡を取り、その時点で事故の状況を説明し、当面の対応を協議します。
- (3)事故に至る経緯、事故の態様、事故後の経過を個人ファイルに記録します。事故の原因等を整理、分析するために事故報告等に記載し、管理者に提出します。
- (4)利用者や家族に対し、(3)の結果に基づいて、事故にいたる経緯その他の事情を説明します。
- (5)事故の原因に応じて、将来の事故防止対策を検討します。また、事故責任が当事業所にあることが判明している場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 第三者機関による評価について

実施していない。

うみ通所介護事業所における苦情解決までの流れ



介護サービスに関する苦情・相談は下記窓口までお申し出下さい。

- ・うみ通所介護事業所
 電話番号 (0852)85-3550
 担当職員 安達 いずみ
 受付時間 8:30 ~ 17:30(土・日曜及び毎年12/31~1/4を除く)
- ・松江市介護保険課給付係
 電話番号 (0852)55-5933
- ・島根県国民健康保険団体連合会(国保連)
 松江市学園1丁目7番14号
 電話番号 (0852)21-2811
 受付時間 9:00 ~ 17:00(月曜~金曜)
- ・島根県運営適正化委員会
 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階
 電話番号 (0852)32-5913
 受付時間 8:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00(月曜~金曜 土日祝日除く)

令和 年 月 日

契約に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

(事業所)	所在地	島根県松江市島根町野波2318番地3	
	名 称	うみ通所介護事業所 第1号通所事業	
	説明者	職 名	
		氏 名	印

契約書及び本書面により、事業者から重要事項の説明を受けるとともに、通所介護の開始について同意しました。

	利用者	住 所	
		氏 名	印
	代理人	住 所	
		氏 名	印
		(続柄)	